

令和 7 年第 5 回 教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

令和 7 年第 5 回教育委員会定例会議事日程

令和 7 年 5 月 2 8 日（水）

午後 5 時 4 5 分 開 会

多賀城市役所北庁舎 5 階 502 会議室

日程第 1 前回議事録の承認について

日程第 2 議事録署名委員の指名について

日程第 3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第 4 議事

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 臨時代理事務
報 告 第 9 号 | 臨時代理の報告について（多賀城市いじめ問題専門
委員会委員の人事） |
| (2) 議案第 1 3 号 | 多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について |
| (3) 議案第 1 4 号 | 多賀城市社会教育委員の人事について |
| (4) 議案第 1 5 号 | 多賀城市立図書館運営審議会委員の人事について |
| (5) 議案第 1 6 号 | 多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事について |
| (6) 議案第 1 7 号 | 多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指
定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規
則について |

日程第 5 その他

諸 般 の 報 告

令和7年第4回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

5月1日現在の児童生徒数及び学級数は、小学校が男子1,733名、女子1,619名の計3,352名で、学級数は142クラスとなっています。中学校は、男子839名、女子805名の計1,644名で、学級数は62クラスとなっています。

小中学校の合計では、男子2,572名、女子2,424名の計4,996名で学級数は203クラスとなり、昨年と比較しますと、小学校で26名の増、中学校で49名の増となっており、学級数では、小学校が3クラスの増、中学校が9クラスの増となっています。

小中学校の運動会、体育参観及び体育祭の開催状況ですが、4月25日に市内全中学校、5月18日に多賀城小学校、天真小学校及び城南小学校、5月19日に多賀城八幡小学校、5月24日に多賀城東小学校及び山王小学校で開催されました。

中学校の修学旅行につきましては、5月14日から16日までが多賀城中学校、東豊中学校、高崎中学校、5月21日から23日まで第二中学校がそれぞれ東京・千葉方面へ出かけ、無事終了しております。

■生涯学習課関係

4月24日、「令和7年度第1回地域学校協働本部会議」を開催しました。

5月13日、「令和7年度青少年健全育成多賀城市民会議」の第1回理事会・総会を開催しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

■文化財課関係

4月25日、「多賀城南門及び多賀城跡ガイダンス施設」のグランドオープンの記念式典を、関係者300名出席のもと開催しました。

(別表) 社会教育事業等の開催状況 (4月16日から5月19日まで)

(令和7年5月21日現在)

○市民会館 (指定管理)

開催日	内容	参加者数	会場
4月16日 4月25日	主催事業「ピアノで遊ぼう！」	計22名	市会
4月29日	共催事業「回廊アートプロジェクト2025繋ぐ春」 「サークルマーケット」	329名	市会
5月14日 5月16日	主催事業「ピアノで遊ぼう！」	計20名	市会
5月18日	主催事業「かえっこバザール2025」	900名	市会

○中央公民館

開催日	内容	参加者数	会場
5月16日	高齢者教育事業「多賀城大学 国宝多賀城碑」 講師：埋蔵文化財調査センター 山極優子氏	51名	中公

○大代地区公民館 (指定管理)

開催日	内容	参加者数	会場
4月18日～ 5月15日 (計10回)	地域交流事業「集いの広場」 (体育室等の空き部屋開放)	計93名	大公
5月14日	高齢者教育事業「山茶花大学 国宝多賀城碑」 講師：埋蔵文化財調査センター 山極優子氏	20名	大公

○山王地区公民館

開催日	内容	参加者数	会場
4月29日	青少年教育事業「こども陶芸教室～父の日に向けてのプレゼント作り～」 講師 富谷宿焼くんぷう陶芸教室 澤田聡氏	10名	山公
5月4日	青少年教育事業「母の日フラワーアレンジメント教室」 講師：株式会社多賀城フラワー 下山明彦氏	10名	山公

○市立図書館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
3月22日～ 4月20日	よしだるみ「どうぶつのえほん」原画展 講師：絵本作家 よしだるみ氏	2,312名	市図
4月16日	ママとパパのための赤ちゃんヨガと育児相談会	10名	市図
4月18日	「夜活 1日の終わりにYOGA教室」 講師：ヨガインストラクター 工藤葉子氏	7名	市図
4月20日	親子で一緒に図書館探検隊！エースターエッグを探そう！	10名	市図
4月24日	「おやこが笑顔になるベビーマッサージとふれあい遊び」 講師：チャイルドケアスペシャリスト 遠藤しのぶ氏	12名	市図
4月26日	「大人のワークショップ」サロンde書 講師：書家 大塚耕志郎氏	5名	市図
4月26日	キッズクラフト「こいのぼり」	11名	市図
5月4日	図書館に集合！みんなで楽しむボドゲの日	9名	市図
5月4日	図書館探検 館長と巡る図書館ツアー	6名	市図
5月7日	英語の本を楽しもう 英語多読サロン	6名	市図
5月8日	「おやこが笑顔になるベビーマッサージとふれあい遊び」 講師：チャイルドケアスペシャリスト 遠藤しのぶ氏	8名	市図
4月23日～ 5月12日	こどもの読書週間 読書通帳表彰式（4月27日）	17名	市図
4月23日～ 5月12日	いろいろな本を借りてみよう 読書ビンゴ！	90名	市図
5月16日	「夜活 1日の終わりにYOGA教室」 講師：ヨガインストラクター 工藤葉子氏	6名	市図
5月17日	「和菓子をつくる」 講師：合同会社まめいち 幾世橋陽子氏	19名	市図
5月18日	つながるビジネス書倶楽部「嫌われる勇気」 講師：本のソムリエ 東北大学大学院特任准教授 二本柳保氏	2名	市図
5月18日	Book Swap TAGAJ0	598名	市図
5月18日	つながる本棚	15名	市図
5月18日	昔あそびパーク	84名	市図

○総合体育館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
4月20日	社会体育事業「おとなの朝活（朝ヨガ）」	26名	総体
4月27日 5月4. 15.19日 （計4回）	社会体育事業「健康・スポーツ相談室」 講師：株式会社activebody	0名	総体
5月11日	社会体育事業「元気隊 かけっこ、アスリートピラティス」 講師：坂本佳那氏、伊藤由香利氏、坂本知弘氏	50名	STEP
5月13日	社会体育事業「学校体育を克服！運動教室」	13名	総体
4月22日～ 5月19日 （計11回）	地域スポーツ指導者派遣事業 申請団体：桜木長寿会、東田中南多賀モリ会 スマイル桜木、下馬サロン、鶴ヶ谷多賀モリ会 旭ヶ岡町内会ハッピークラブ、下桜木ヨガ教室、 粋生クラブ、なかっざいカフェ	計168名	市内
4月17日～ 5月17日 （計10回）	健康長寿課委託事業「健康ストレッチ教室」	計454名	ヘルス 市会 山公 大公

【凡例】

中公：中央公民館 山公：山王地区公民館 大公：大代地区公民館
 市会：市民会館 市図：市立図書館 総体：総合体育館
 ヘルス：シルバーヘルスプラザ
 STEP：さんみらい多賀城イベントプラザSTEP

令和7年5月28日提出

多賀城市教育委員会
 教育長 麻生川 敦

臨時代理事務報告第 9 号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和 47 年多賀城市教育委員会規則第 7 号）
第 3 条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第 6 条第 4 号の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 28 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和４７年多賀城市教育委員会規則第７号）
第３条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和７年３月３１日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について
このことについて、下記のとおり解職する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解職	令和７年３月３１日	小野 敬弘	宮城県多賀城高等学校校長
解職	令和７年３月３１日	片平 美絵	宮城県仙台保健福祉事務所地域保健福祉部母子・障害第二 班主幹（班長）

多賀城市いじめ問題専門委員会委員名簿

任期：令和6年5月1日～令和8年4月30日

NO	氏 名	現職等	条例による 位置付け	備考
1	小野 敬弘	宮城県多賀城高等学校長	教育関係	解職
2	浅野 憲隆	学校運営協議会委員	教育関係	
3	佐々木 正範	青少年健全育成多賀城市民会議 会長	教育関係	
4	伊藤 佑紀	弁護士	法律関係	
5	鈴木 たけの	人権擁護委員	法律関係	
6	石井 アケミ	医師	医療関係	
7	片平 美絵	宮城県仙台保健福祉事務所 地域保健福祉部母子・障害第二班 主幹（班長）	医療関係	解職
8	平泉 拓	臨床心理士	心理関係	
9	中川 恵子	社会福祉士	福祉関係	
10	齊藤 健輔	精神保健福祉士	福祉関係	

○委員の構成

教育関係	法律関係	医療関係	心理関係	福祉関係	計
3	2	2	1	2	10

～多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（抜粋）～

第3章 多賀城市いじめ問題専門委員会

（設置）

第6条 法第14条第3項の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第7条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

第8条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 専門委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

議案第 13 号

多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について

このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
委嘱	令和7年6月1日	大宮司 昭倫	宮城県多賀城高等学校長
委嘱	令和7年6月1日	熊谷 和幸	宮城県仙台保健福祉事務所 地域保健福祉部母子・障害 第二班次長（班長）

令和7年5月28日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

議案第 13 号関係資料

多賀城市いじめ問題専門委員会委員名簿

任期 令和 6 年 5 月 1 日～令和 8 年 4 月 30 日

氏 名	現職等	条例による 位置付け
大宮司 昭倫	宮城県多賀城高等学校長	教育関係
浅野 憲隆	学校運営協議会委員	教育関係
佐々木 正範	青少年健全育成多賀城市民会議会長	教育関係
伊藤 佑紀	弁護士	法律関係
鈴木 たけの	人権擁護委員	法律関係
石井 アケミ	医師	医療関係
熊谷 和幸	宮城県仙台保健福祉事務所 地域保健福祉部母子・障害第二班次長（班長）	医療関係
平泉 拓	臨床心理士	心理関係
中川 恵子	社会福祉士	福祉関係
齊藤 健輔	精神保健福祉士	福祉関係

○委員の構成

教育関係	法律関係	医療関係	心理関係	福祉関係	計
3	2	2	1	2	10

～多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（抜粋）～

第 3 章 多賀城市いじめ問題専門委員会

（設置）

第 6 条 法第 14 条第 3 項の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 7 条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

第 8 条 専門委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 専門委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第 9 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

議案第 14 号

多賀城市社会教育委員の人事について

このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	酒井 智紀	高崎中学校校長
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	加藤 千恵	多賀城市父母教師会連合会 会長
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	櫻井 やえ子	多賀城市婦人会連合会会長
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	佐藤 智子	多賀城市芸術文化協会 第三部会長
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	沼倉 亜紀子	地域学校協働活動推進員
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	柴田 十一夫	多賀城市社会福祉協議会会長
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	五代儀 良子	読み聞かせボランティア
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	佐々木 啓通	多賀城市家庭教育支援チーム あんだんて代表
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	木島 美智子	元第二中学校長 元社会教育指導員
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	水谷 修	八洲学園大学教授 東北学院大学名誉教授

令和 7 年 5 月 28 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市社会教育委員名簿

任期 令和 7 年 6 月 1 日～令和 9 年 5 月 31 日

NO	氏名	現職等	条例による位置付け	備考
1	酒井 智紀	高崎中学校校長	学校教育関係者	新任
2	加藤 千恵	多賀城市父母教師会連合会会長	学校教育関係者	新任
3	櫻井 やえ子	多賀城市婦人会連合会会長	社会教育関係者	再任
4	佐藤 智子	多賀城市芸術文化協会 第三部会長	社会教育関係者	再任
5	沼倉 亜紀子	地域学校協働活動推進員	社会教育関係者	再任
6	柴田 十一夫	多賀城市社会福祉協議会会長	社会教育関係者	再任
7	五代儀 良子	読み聞かせボランティア	家庭教育の向上に資 する活動を行う者	再任
8	佐々木 啓通	多賀城市家庭教育支援チーム あんだんて代表	家庭教育の向上に資 する活動を行う者	再任
9	木島 美智子	元第二中学校長 元社会教育指導員	学識経験者	再任
10	水谷 修	八洲学園大学教授 東北学院大学名誉教授	学識経験者	再任

○委員の構成

学校教育関係者	2
社会教育関係者	4
家庭教育の向上に資する活動を行う者	2
学識経験者	2
計	10

○多賀城市社会教育委員の設置に関する条例（抜粋）

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 1 項の規定により、多賀城市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

第 2 条 委員の定数は、10 名以内とする。

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。但し病気その他特別の事由があるときは任期中においても解嘱することができる。

2 前項の任期は委嘱の日から起算する。

3 委員に欠員を生じたときは、補充することができる。補充した委員の任期は前任者の残任期間とする。

議案第 15 号

多賀城市立図書館運営審議会委員の人事について

このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	朝日田 顕志	多賀城小学校校長
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	大友 彩愛	第二中学校教諭
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	山田 真由美	宮城県図書館企画管理部長

令和 7 年 5 月 28 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市立図書館運営審議会委員名簿

任期 令和6年6月1日～令和8年5月31日

NO	氏名	現職等	条例による位置付け	備考
1	朝日田 顕志	多賀城小学校校長	学校教育関係者	新任
2	田 中 謙	多賀城中学校校長	学校教育関係者	
3	佐々木 詩	天真小学校教諭	学校教育関係者	
4	大友 彩愛	第二中学校教諭	学校教育関係者	新任
5	島内 久美子	東北学院幼稚園長	学校教育関係者	
6	五代儀 良子	社会教育委員	社会教育関係者	
7	山田 真由美	宮城県図書館企画管理部長	社会教育関係者	新任
8	宮城 裕子	図書館ボランティア	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
9	佐々木 優美	家庭文庫主宰	学識経験者	
10	渡 辺 豊	元新聞記者	その他教委員会が必要と認める者	

○委員の構成

学校教育関係者	5
社会教育関係者	2
家庭教育の向上に資する活動を行う者	1
学識経験者	1
その他教委員会が必要と認める者	1
計	10

～ 多賀城市立図書館運営審議会条例（抜粋） ～

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育に関係する者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

議案第 16 号

多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事について

このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	天野 和彦	東北学院大学教授
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	永田 秀隆	仙台大学教授
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	渡辺 圭佑	宮城学院女子大学助教
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	木村 真也	第二中学校長
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	石山 恵	多賀城中学校教諭
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	古川 祥枝	多賀城市民スポーツクラブ 事業運営グループリーダー
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	青島 大輔	株式会社 activebody 代表取締役
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	荒木 朱美	多賀城市スポーツ協会副理事長
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	和泉 匡倫	多賀城市民スポーツクラブ 指導者
委嘱	令和 7 年 6 月 1 日	齋藤 繁夫	多賀城市スポーツ少年団本部長

令和 7 年 5 月 28 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市スポーツ推進審議会委員名簿

任期 令和7年6月1日～令和9年5月31日

N0	氏名	現職等	条例による位置付け	備考
1	天 野 和 彦	東北学院大学教授	学識経験者	再任
2	永 田 秀 隆	仙台大学教授	学識経験者	再任
3	渡 辺 圭 佑	宮城学院女子大学助教	学識経験者	再任
4	木 村 真 也	第二中学校長	関係行政機関職員	新任
5	石 山 恵	多賀城中学校教諭	関係行政機関職員	再任
6	古 川 祥 枝	多賀城市民スポーツクラブ 事業運営グループリーダー	関係行政機関職員	再任
7	青 島 大 輔	株式会社 activebody 代表取締役	教育委員会が必要と認める者	再任
8	荒 木 朱 美	多賀城市スポーツ協会副理事長	教育委員会が必要と認める者	新任
9	和 泉 匡 倫	多賀城市民スポーツクラブ指導者	教育委員会が必要と認める者	再任
10	齋 藤 繁 夫	多賀城市スポーツ少年団本部長	教育委員会が必要と認める者	再任

○委員の構成

学識経験者	3
関係行政機関職員	3
教育委員会が必要と認める者	4
計	10

○多賀城市スポーツ推進審議会条例（抜粋）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

議案第 17 号

多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続
等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定
するものとする。

令和 7 年 5 月 28 日 提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

多賀城市教育委員会

多賀城市教育委員会規則第 号

多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続
等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する
条例施行規則（平成16年多賀城市教育委員会規則第7号）の一部を次
のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (4) 民間事業者のノウハウや技術力を最大限活用するため、公共施設
等の設計、建設（製造）及び運営等を包括的に整備させることによ
り、より効果的で効率的な行政サービスが相当程度期待できること。
- (5) 指定管理者が条例第8条の規定より指定を取り消された場合にお
いて、施設の管理上、緊急に指定管理者を指定する必要があること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年5月30日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条の規定は、令和8年度において指定しようとする指定管理者の指定の手続きから適用し、令和7年度分までの指定しようとする指定管理者の指定の手続きについては、なお従前の例による。

多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則新旧対照表

新	旧
多賀城市教育委員会公の施設に係る指定 管理者の指定手続等に関する条例施行規 則 平成１６年７月１日 教育委員会規則第７号 第１条 略 (公募によらない選定理由) 第２条 条例第２条ただし書に規定する合理的 な理由は、次のとおりとする。 (１)～(３) 略 <u>(４) 民間事業者のノウハウや技術力を最大限 活用するため、公共施設等の設計、建設 (製造)及び運営等を包括的に整備させる ことにより、より効果的で効率的な行政サ ービスが相当程度期待できること。</u> <u>(５) 指定管理者が条例第８条の規定より指定 を取り消された場合において、施設の管理 上、緊急に指定管理者を指定する必要があ ること。</u> 以下 略	多賀城市教育委員会公の施設に係る指定 管理者の指定手続等に関する条例施行規 則 平成１６年７月１日 教育委員会規則第７号 第１条 略 (公募によらない選定理由) 第２条 条例第２条ただし書に規定する合理的 な理由は、次のとおりとする。 (１)～(３) 略 以下 略